

(証券コード6390)
平成28年 6 月10日

株 主 各 位

東京都品川区東大井 1 丁目 9 番37号

株式 加藤製作所
会社 代表取締役 社長 加藤 公 康

第117回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第117回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年 6 月28日（火曜日）午後 5 時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年 6 月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区北品川 4 丁目 7 番36号
東京マリオットホテル 地下1階 カメリア
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第117期（平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第117期（平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 第 1 号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第 2 号議案 | 株式併合の件 |
| 第 3 号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第 4 号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）6 名選任の件 |
| 第 5 号議案 | 監査等委員である取締役 3 名選任の件 |
| 第 6 号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件 |
| 第 7 号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kato-works.co.jp/>）に修正内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）における我が国経済は、良好な企業収益を背景に雇用や所得環境が改善するなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしましたが、中国をはじめとする新興国経済の景気減速の影響により輸出が弱含みとなり、不透明な状況が続きました。

当社グループの事業環境において、国内は防災、震災復興等のインフラ整備や排出ガス規制車への買い替え需要が堅調に推移しましたが、海外は中国をはじめとする新興国経済の景気減速や円高により需要は大幅に減少しました。

当連結会計年度の成績につきましては、売上高は771億8千3百万円（前年同期比95.5%）、営業利益47億4千8百万円（前年同期比57.3%）、経常利益51億2千4百万円（前年同期比59.4%）、親会社株主に帰属する当期純利益は34億9千6百万円（前年同期比65.7%）となりました。

当期の主要品目別の概況ですが、建設用クレーンにつきまして、国内は、防災、震災復興等のインフラ整備や排出ガス規制車への買い替え需要が堅調に推移し、小型・中型機種を中心に売上高は前年同期に比べ12億2千7百万円増加しました。海外は、東南アジア資源国の経済が減速したことにより需要は大幅に減少し、売上高は前年同期に比べ30億2千3百万円減少しました。よって、建設用クレーンの売上高は538億8千3百万円（前年同期比96.8%）となりました。

油圧ショベルにつきまして、国内は、震災復興や首都圏を中心とした防災・耐震建て替え工事等で需要が増加したことやレンタル業者への販売強化により、売上高は前年同期に比べ12億2千5百万円増加しました。海外は、中国において地方都市の公共事業が抑制され需要が減少する中、旧型排出ガス規制車の販売規制に向け在庫削減に努めましたが、売上高は前年同期に比べ30億7千5百万円減少しました。よって油圧ショベル等の売上高は218億5千4百万円（前年同期比92.2%）となりました。

路面清掃車等の売上高は14億4千5百万円（前年同期比103.6%）となりました。

(2) 設備投資等および資金調達の状況

当連結会計年度において生産に重要な影響をおよぼす設備投資等は行っておりません。また、当連結会計年度において特記すべき資金調達はありません。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内では自然災害に対する復旧復興やインフラの老朽化対策、更には東京オリンピック・パラリンピックに向けた工事の本格化など、建設需要は堅調に推移するものと見込まれております。一方海外では、中国の景気減速が継続するものと予想され、ASEAN諸国をはじめ新興国においても、その影響により減速感が強まるものと想定されます。

このような状況下、当社グループは新中期経営計画2016－2018を策定いたしました。

売上目標860億円、営業利益率8%、ROE10%以上を2018年度の達成目標としております。

当社グループの中長期的な経営戦略として、収益性の改善とグローバル化の推進を最大の課題として位置づけ、原価低減プロジェクトチームを中心に、設計、調達、製造の各部門を横断的に組織し、利益確保のための体質改善を推し進めております。また、中国およびタイをはじめとしたASEAN地域など新興国の市場開拓および販路の拡充を優先目標とし、国内においても買い替え需要確保に留まらず、新製品の投入、部品やメンテナンスなど多方面からの利益向上を目指してまいります。

当社グループは、「優秀な製品による社会への貢献」を経営理念とし、未来に向けたあらゆるイノベーションに取り組んでまいりました。そしてさらに、次なるステージに進化することを誓って“Progress To The Next Stage”をスローガンに掲げ、全社一丸となって目標に向かってベクトルを合わせるとともに、日々変貌する経済環境に的確に対応するべく、より一層の経営のスピード化と効率化を高め、関係する全ての方々からさらに信頼される会社となるため、コーポレート・ガバナンス体制を充実し、経営の健全性確保に努めてまいります。

技術優先のメーカーとして国内外に信頼をいただいておりますグローバル・ブランド「KATO」をさらに確固たるものにするため、社会における存在価値を高め、企業価値の向上を図ってまいります所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第114期 (平成25年3月期)	第115期 (平成26年3月期)	第116期 (平成27年3月期)	第117期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高	百万円 58,102	百万円 75,679	百万円 80,779	百万円 77,183
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 1,646	百万円 3,718	百万円 5,317	百万円 3,496
1株当たり当期純利益	円 28.09	円 63.46	円 90.75	円 59.66
総 資 産	百万円 85,302	百万円 93,261	百万円 102,372	百万円 104,331
純 資 産	百万円 35,382	百万円 39,574	百万円 46,678	百万円 47,067

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 第117期（当連結会計年度）につきましては、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
3. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
加 藤 （ 中 国 ） 工 程 機 械 有 限 公 司	62,500千米ドル	100%	建設機械の製品および部品の製造販売
KATO WORKS (THAILAND) CO.,LTD.	600,000千タイバツ	100%	建設機械の製品および部品の製造販売

(6) 主要な事業内容

事 業 部 門	主 要 な 事 業 内 容
荷 役 機 械 事 業	ラフテレーンクレーン、オールテレーンクレーン、トラッククレーン他の製造ならびに販売
建 設 機 械 事 業	油圧ショベル、アースドリル他の製造ならびに販売
そ の 他 の 事 業	路面清掃車、万能吸引車他の製造ならびに販売

(7) 主要な営業所および事業所

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 品 川 区	横 浜 支 店	神 奈 川 県 横 浜 市
茨 城 工 場	茨城県猿島郡五霞町	名 古 屋 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市
群 馬 工 場	群 馬 県 太 田 市	大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市
北 海 道 支 店	北 海 道 札 幌 市	中 国 支 店	広 島 県 広 島 市
東 北 支 店	宮 城 県 仙 台 市	四 国 支 店	香 川 県 高 松 市
北 関 東 支 店	埼 玉 県 さいたま市	九 州 支 店	福 岡 県 福 岡 市
千 葉 支 店	千 葉 県 千 葉 市	沖 縄 支 店	沖 縄 県 那 覇 市
東 京 支 店	東 京 都 品 川 区		

② 重要な子会社

会 社 名	所 在 地
加 藤 (中 国) 工 程 机 械 有 限 公 司	中 国
KATO WORKS (THAILAND) CO., LTD.	タ イ 王 国

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数784名

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数		前 期 末 比 増 減	平 均 年 令	平 均 勤 続 年 数
男 性	587 名	16(増) 名	40.8 才	16.1 年
女 性	75	2(増)	37.8	12.0
合計または平均	662	18(増)	40.4	15.1

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	6,964 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	6,045
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,499
株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	2,350

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 234, 000, 000株
- (2) 発行済株式の総数 58, 596, 184株 (自己株式121, 752株を除く。)
- (3) 株主数 8, 715名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	3, 263 千株	5. 56 %
株 式 会 社 り そ な 銀 行	2, 866	4. 89
株 式 会 社 藤 和	2, 641	4. 50
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1, 899	3. 24
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1, 486	2. 53
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1, 483	2. 53
加 藤 正 雄	1, 230	2. 09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1, 060	1. 80
加 藤 公 康	1, 000	1. 70
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	932	1. 59

(注) 持株比率は、自己株式 (121, 752株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	加 藤 公 康	加藤（中国）工程机械有限公司董事長 KATO WORKS (THAILAND) CO., LTD. 取締役
取 締 役	田 籠 治 二	営業部門、部品部門担当
取 締 役	工 藤 和 博	社長室長兼総務人事部長、コンプライアンス担当
取 締 役	岡 田 美 津 男	製造本部長兼開発本部長
取 締 役	小 西 二 郎	財務統括部長
取 締 役	狼 嘉 彰	東京工業大学名誉教授、慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究所顧問、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）宇宙太陽発電システム基盤技術検討委員会委員長
常 勤 監 査 役	赤 神 茂	
常 勤 監 査 役	斉 木 郁 夫	
監 査 役	室 中 道 雄	室中公認会計士事務所代表
監 査 役	今 井 博 紀	多田総合法律事務所 弁護士

(注) 1. 当期中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

- (1) 取締役会長加藤正雄氏は平成28年2月22日逝去により退任いたしました。
- (2) 監査役斉木郁夫、監査役今井博紀の両氏は、平成27年6月26日開催の第116回定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
- (3) 監査役向井賢一、監査役林 功の両氏は、平成27年6月26日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任されました。
2. 取締役狼 嘉彰氏は、社外取締役であります。
3. 監査役室中道雄、監査役今井博紀の両氏は、社外監査役であります。
4. 取締役狼 嘉彰、監査役室中道雄、監査役今井博紀の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 監査役斉木郁夫氏は、長年財務関連部署に籍を置き、経理部長を前職としており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員 (名)	支 給 額 (百万円)
取 締 役	7	191
監 査 役	6	21
計	13	213

- (注) 1. 取締役の報酬額については、平成26年6月27日開催の第115回定時株主総会において、年額300百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）に、また監査役の報酬額については、平成26年6月27日開催の第115回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。
2. 社外取締役1名および社外監査役3名に対する報酬等の額は14百万円であり、上記支給額に含まれております。
3. 上記支給人員および支給額には、当期中に退任した取締役1名、監査役2名および当該取締役及び監査役に支給した報酬が含まれております。
4. 期末日現在の人員は取締役6名、監査役4名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役狼 嘉彰氏の兼職先である東京工業大学、慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）と当社の間には特別な関係はありません。

監査役室中道雄氏の兼職先である室中公認会計士事務所と当社の間には特別な関係はありません。

監査役今井博紀氏の兼職先である多田総合法律事務所と当社の間には特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	狼 嘉 彰	当事業年度開催の取締役会には12回中、11回出席し、大学教授としての専門的な見地から、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
監 査 役	室 中 道 雄	当事業年度開催の取締役会には12回中、12回出席し、監査役会には、10回中、10回出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
監 査 役	今 井 博 紀	平成27年6月26日就任後の取締役会には9回中、8回出席し、監査役会には、6回中、5回出席し、主に弁護士としての専門的な見地から、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

37百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

37百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の子会社の一部は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及びその運用状況

当社は、会社法、会社法施行規則の規程に則り、取締役会において「業務の適正を確保するための体制（内部統制システムに関する基本的な方針）」を決議しております。その内容、並びに運用状況は下記のとおりです。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 法令遵守はもとより社会の構成員として求められる倫理観に基づいた行動が求められるとした「社員行動規範」を定め、取締役および使用人はこれを遵守のうえ企業活動を行う。

(2) コンプライアンス担当役員を任命し、内部統制委員会およびその事務局となるコンプライアンス室を設置し、体制の構築と強化を図る。

(3) コンプライアンス社内研修などの諸活動を行うとともに、内部通報制度を設け、適切な処置を講じる体制を維持する。

【運用状況】

「社員行動規範」を制定し、取締役及び使用人はコンプライアンスの遵守を徹底しています。コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス室を中心に、内部監査の実施ならびに内部統制委員会（概ね年4回）を実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 法令および社内規程の定めるところに従い、取締役の職務の執行に係る情報は、適切な保存および管理を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役ならびに監査役は常時閲覧できる。

【運用状況】

「取締役会規則」に従い、取締役会議事録は取締役会開催ごとに作成され、事務局にて10年間保管しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴う各種のリスクについては、社内規程の定めるところに従いリスクの状況に応じて関連部門が連携して対応する。あるいは経営執行会議において審議する。

【運用状況】

「リスク管理規程」に従い、リスクを抽出・評価のうえ対応しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「取締役会規則」の定めるところに従い、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定期的に開催し、また必要に応じ適宜臨

時に開催する。

(2) 取締役会の決議により業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任するとともに業務執行責任を明確にする。

【運用状況】

定例の取締役会を年9回行っております。必要に応じて臨時取締役会を行うことがあります。また、取締役と執行役員による定例の経営執行会議を原則として毎月行っております。

5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 「企業行動憲章」に従い、当社グループの取締役・社員一体となった遵法意識の向上を図る体制を整える。
- (2) 内部監査部門は当社グループの業務の適正性ならびに有効性に関して必要な範囲で内部監査を実行する。

【運用状況】

取締役会が承認した評価範囲に沿って、子会社、関連会社を含む対象の事業拠点、業務プロセスに対して内部監査を実施しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役のその補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置く。
- (2) 監査役を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人への指揮権は監査役に移譲し、取締役および他の使用人からの指揮命令は受けないものとする。
- (3) 補助すべき使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。

【運用状況】

総務人事部を補助業務の担当部署とし、監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 当社及び子会社の取締役および使用人は、当社および当社グループにおいて重大な法令違反等コンプライアンス上重要な事実を発見した場合は、ただちに監査役に報告する。
- (2) 監査役は内部監査部門による内部監査結果審査会議の報告を受ける。
- (3) 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締

役会その他重要な会議に出席する。

(4) 監査役に報告した者について、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱い
は禁止する。

【運用状況】

内部統制委員会にてコンプライアンス諸事項あるいは内部監査結果等を監査役へ
報告する体制があります。監査役は取締役会、支店長会議等に出席し、重要な意
思決定のプロセスや業務の執行状況を把握しております。

8. 監査役職務の執行に生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の
執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費
用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役等の職
務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じ
る。

【運用状況】

監査役職務の執行について生じたものではないと認められた場合以外、費用の
請求に応じております。

9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役および使用人は、監査の実効性、有効性に資する監査環境を整備し、確
保する。

(2) 監査役は法令、定款ならびに社内規定「監査役会規則」、「監査役業務要領」に
則り、その職務を明らかにするとともに、会計監査人、内部監査部門などと連携
を保ちながら監査成果の達成を図る。

(3) 監査役は、取締役および使用人から必要に応じて職務執行状況の報告を聴取す
る。

(4) 監査役は、代表取締役および会計監査人等とそれぞれ定期的に会合を持ち、意
見交換のうえ相互認識と信頼関係を深める。

【運用状況】

「監査役会規則」、「監査役業務要領」によりその職務を明らかにし、監査環境を
確保しております。代表取締役、会計監査人及び内部統制委員会と定期的に会合
を行い、常時連携を図っております。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社の「社員行動規範」において、「反社会的勢力には、屈服せず、断固として
対決します。」と規定しており、反社会的勢力（反社会的な個人または団体）とは
毅然とした態度で接し、一切関係を持たない。反社会的勢力の不当要求等に対し

ては、対応統括部署および警察等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。また、対応マニュアルを整備し、反社会的勢力排除のための社内体制を強化・推進する。

【運用状況】

「社員行動規範」に基づき、反社会的勢力排除に対する認識を徹底しております。

11. 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性・適正性を確保するため、金融商品取引法および関連する法令を遵守し、内部統制システムの有効性を継続的に評価、検証し必要な対応を行う。

【運用状況】

「財務報告の基本方針」を制定し、「経理規程」をはじめとした規程整備、内部監査、内部監査審査会ならびに会計監査人との適切な連携、情報共有により、財務報告の信頼性・適正性を確保しております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連 結 貸 借 対 照 表

平成28年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	90,235	流 動 負 債	39,770
現 金 及 び 預 金	13,682	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	23,496
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	48,879	短 期 借 入 金	7,180
商 品 及 び 製 品	18,754	1年内返済予定の長期借入金	4,404
仕 掛 品	3,211	未 払 法 人 税 等	1,041
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	6,189	賞 与 引 当 金	573
繰 延 税 金 資 産	1,728	製 品 保 証 引 当 金	492
そ の 他	873	そ の 他	2,582
貸 倒 引 当 金	△3,084	固 定 負 債	17,493
固 定 資 産	14,096	社 債	1,500
有 形 固 定 資 産	10,612	長 期 借 入 金	14,968
建 物 及 び 構 築 物	4,724	退 職 給 付 に 係 る 負 債	85
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,604	繰 延 税 金 負 債	761
土 地	3,653	そ の 他	179
建 設 仮 勘 定	471	負 債 合 計	57,264
そ の 他	158	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	299	株 主 資 本	44,420
投 資 其 他 の 資 産	3,184	資 本 金	2,935
投 資 有 価 証 券	1,875	資 本 剰 余 金	7,109
破 産 更 生 債 権 等	876	利 益 剰 余 金	34,409
そ の 他	1,309	自 己 株 式	△34
貸 倒 引 当 金	△876	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,647
資 産 合 計	104,331	其 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	145
		為 替 換 算 調 整 勘 定	2,613
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△111
		純 資 産 合 計	47,067
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	104,331

(注) 1. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 注記は20頁に記載しております。

連 結 損 益 計 算 書

平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売 上 高		77,183
売 上 原 価		65,042
売 上 総 利 益		12,141
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,393
営 業 利 益		4,748
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	59	
割 賦 販 売 受 取 利 息	423	
受 取 配 当 金	15	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	107	
為 替 差 益	14	
そ の 他	62	683
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	288	
そ の 他	18	306
経 常 利 益		5,124
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	22	22
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,102
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,962	
法 人 税 等 調 整 額	△356	1,606
当 期 純 利 益		3,496
親会社株主に帰属する当期純利益		3,496

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	2,935	7,109	32,143	△32	42,156
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,230		△1,230
親会社株主に帰属する当期純利益			3,496		3,496
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	2,265	△1	2,263
当 期 末 残 高	2,935	7,109	34,409	△34	44,420

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	239	4,372	△90	4,522	46,678
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,230
親会社株主に帰属する当期純利益					3,496
自 己 株 式 の 取 得					△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△94	△1,759	△21	△1,874	△1,874
当 期 変 動 額 合 計	△94	△1,759	△21	△1,874	388
当 期 末 残 高	145	2,613	△111	2,647	47,067

(注) 1. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 注記は20頁に記載しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社名：加藤(中国)工程机械有限公司
KATO WORKS (THAILAND) CO., LTD.

非連結子会社の数 1社

非連結子会社名：三陽電器㈱

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 1社

持分法を適用した関連会社名：光陽精機㈱

持分法を適用しない非連結子会社名：三陽電器㈱

持分法を適用しない関連会社名：大成実業㈱

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

加藤(中国)工程机械有限公司の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類の作成等に当たっては、連結決算日（3月31日）で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

KATO WORKS (THAILAND) CO., LTD. の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類の作成等に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 重要なたな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品

主として個別原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

主として最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

(4) 繰延資産の処理方法

社債発行費：支出時に全額費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき費用の見積額を計上しております。

③ 製品保証引当金

製品の売上高に対する保証費用の発生に備えるため、過去の経験率に基づいて発生見込額を計上しております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(8) 重要な収益及び費用の計上基準

割賦販売売上高は商品及び製品売上高と同一の基準（納入基準）により販売価額の総額を計上しております。

割賦販売受取利息については、支払期日経過分に対応する額を「割賦販売受取利息」として営業外収益に、支払期日未経過分に対応する額を「割賦販売前受利息」として流動負債（その他）に計上しております。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法、手段及び対象

借入金を対象とした金利スワップを採用しており、特例処理の要件を満たしているの
で、特例処理を採用しております。

② ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象
の識別は個別契約毎に行っております。

③ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略してお
ります。

(10) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合
会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月
13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準
第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から
適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金と
して計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変
更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な
会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計
算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主
持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準
第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従って
おり、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありま
せん。

Ⅱ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 15,184百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産
 - 売 上 債 権 8,815百万円
 - (2) 担保に係る債務
 - 短 期 借 入 金 2,749百万円
 - 1年内返済予定の長期借入金 1,364百万円
 - 長 期 借 入 金 4,701百万円

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	58,717,936	—	—	58,717,936

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	673	11.50	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日
平成27年11月10日 取締役会	普通株式	556	9.50	平成27年 9月30日	平成27年 12月3日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	556	9.50	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、主として銀行借入れによる方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理をするとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、有価証券管理規程に従い定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金及び社債は営業取引に係る資金調達及び設備投資に係る資金調達です。このうち変動金利であるものは、金利の変動リスクに晒されておりますが、長期借入金のうち一部は、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の実行及び管理については、本社財務部において内部規程に基づき行っており、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い国内の銀行とのみ取引を行っています。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	13,682	13,682	—
(2) 受取手形及び売掛金	48,879	48,276	△603
(3) 投資有価証券 その他有価証券	445	445	—
資 産 計	63,008	62,404	△603
(1) 支払手形及び買掛金	23,496	23,496	—
(2) 短期借入金	11,584	11,584	—
(3) 社債	1,500	1,505	5
(4) 長期借入金	14,968	15,238	270
負 債 計	51,548	51,824	276

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、受取手形のうち期日が1年を超えるものの時価については、一定の期間ごとに区分し、その将来キャッシュ・フローを当期に発生した割賦金利の平均利回り等、適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債並びに(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の社債発行又は新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該短期借入金及び長期借入金の時価に含めて記載しております（上記、負債の(2)及び(3)参照）。

(注2) 非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

V. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	803円25銭
1株当たり当期純利益	59円66銭

貸 借 対 照 表

平成28年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	75,018	流 動 負 債	38,421
現 金 及 び 預 金	9,592	支 払 手 形	17,355
受 取 手 形	17,024	買 掛 金	5,849
売 掛 金	18,283	短 期 借 入 金	7,180
商 品 及 び 製 品	18,534	1年内返済予定の長期借入金	4,404
仕 掛 品	3,160	未 払 金	468
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5,373	未 払 法 人 税 等	726
前 渡 金	49	未 払 費 用	402
前 払 費 用	102	前 受 金	80
繰 延 税 金 資 産	1,062	預 り 金	83
そ の 他	2,314	賞 与 引 当 金	573
貸 倒 引 当 金	△479	製 品 保 証 引 当 金	459
固 定 資 産	19,260	そ の 他	838
有 形 固 定 資 産	7,393	固 定 負 債	16,682
建 物	2,958	社 債	1,500
構 築 物	424	長 期 借 入 金	14,968
機 械 及 び 装 置	970	繰 延 税 金 負 債	34
車 両 運 搬 具	89	そ の 他	179
工具、器具及び備品	123	負 債 合 計	55,103
土 地	2,734	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	92	株 主 資 本	39,032
無 形 固 定 資 産	99	資 本 金	2,935
ソ フ ト ウ ェ ア	84	資 本 剰 余 金	7,109
そ の 他	15	資 本 準 備 金	7,109
投資その他の資産	11,768	利 益 剰 余 金	29,020
投 資 有 価 証 券	448	利 益 準 備 金	733
関 係 会 社 株 式	9,937	そ の 他 利 益 剰 余 金	28,286
破 産 更 生 債 権 等	876	研 究 開 発 積 立 金	1,460
前 払 年 金 資 産	75	別 途 積 立 金	22,960
そ の 他	1,306	繰 越 利 益 剰 余 金	3,866
貸 倒 引 当 金	△876	自 己 株 式	△34
資 産 合 計	94,279	評 価 ・ 換 算 差 額 等	143
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	143
		純 資 産 合 計	39,175
		負債及び純資産合計	94,279

(注) 1. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 注記は27頁に記載しております。

損 益 計 算 書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売 上 高		69,531
売 上 原 価		59,326
売 上 総 利 益		10,205
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,177
営 業 利 益		4,027
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	32	
割 賦 販 売 受 取 利 息	423	
受 取 配 当 金	827	
受 取 ロ イ ヤ リ テ ィ ー	274	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	132	
そ の 他	65	1,756
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	278	
社 債 利 息	10	
為 替 差 損	54	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	127	
そ の 他	17	487
経 常 利 益		5,296
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	22	22
税 引 前 当 期 純 利 益		5,273
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,612	
法 人 税 等 調 整 額	△23	1,589
当 期 純 利 益		3,683

(注) 1. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 注記は28頁に記載しております。

株主資本等変動計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		
				研究開発 積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金
当 期 首 残 高	百万円 2,935	百万円 7,109	百万円 733	百万円 1,460	百万円 19,160	百万円 5,213
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,230
別途積立金の積立					3,800	△3,800
当 期 純 利 益						3,683
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目 の変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	3,800	△1,346
当 期 末 残 高	2,935	7,109	733	1,460	22,960	3,866

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合 計					
当 期 首 残 高	百万円 26,567	百万円 △32	百万円 36,580	百万円 235	百万円 235	百万円 36,816
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△1,230		△1,230			△1,230
別 途 積 立 金 の 積 立	－		－			－
当 期 純 利 益	3,683		3,683			3,683
自 己 株 式 の 取 得		△1	△1			△1
株主資本以外の項目 の 変 動 額（純 額）				△91	△91	△91
当 期 変 動 額 合 計	2,453	△1	2,451	△91	△91	2,359
当 期 末 残 高	29,020	△34	39,032	143	143	39,175

- (注) 1. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 注記は28頁に記載しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式
 - 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの
 - 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの
 - 移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品及び製品、仕掛品
 - 個別原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - 原材料及び貯蔵品
 - 最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産：定率法
 - ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
 - 無形固定資産：定額法
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4. 繰延資産の処理方法
 - 社債発行費：支出時に全額費用処理しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
 - 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき費用の見積額を計上しております。
 - (3) 製品保証引当金
 - 製品の売上高に対する保証費用の発生に備えるため、過去の経験率に基づいて発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

7. 収益及び費用の計上基準

割賦販売売上高は商品及び製品売上高と同一の基準(納入基準)により販売価額の総額を計上しております。

割賦販売受取利息については、支払期日経過分に対応する額を「割賦販売受取利息」として営業外収益に、支払期日未経過分に対応する額を「割賦販売前受利息」として流動負債(その他)に計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法、手段及び対象

借入金を対象とした金利スワップを採用しており、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(3) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略しております。

9. その他

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	14,139百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
売上債権	8,815百万円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	2,749百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,364百万円
長期借入金	4,701百万円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務(区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	1,899百万円
短期金銭債務	1,004百万円
長期金銭債務	6百万円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引(収入分)	1,484百万円
営業取引(支出分)	3,186百万円
営業取引以外の取引高(収入分)	1,126百万円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	118,902	2,850	—	121,752

Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	416百万円
未払事業税	52百万円
未払費用	26百万円
割賦販売前受利息	171百万円
たな卸資産評価損・処分損	168百万円
製品保証引当金	141百万円
賞与引当金	176百万円
未払金	139百万円
長期未払金	52百万円
その他	55百万円
評価性引当額	△287百万円
繰延税金資産合計	1,114百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△23百万円
その他有価証券評価差額金	△63百万円
繰延税金負債合計	△86百万円
繰延税金資産の純額	1,027百万円

Ⅵ. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	加藤（中国）工程 机 械 有 限 公 司	直接100.0%	部品の販売 役員の兼任	部品の販売(注1)	1,224	売掛金	94
				貸付金の貸付	1,500	短期貸付金	1,500
				貸付金利息(注2)	11	—	—
				受取ロイヤリティー(注3)	274	未収金	128
				配 当 の 受 取	809	—	—
子会社	KATO WORKS (THAILAND) CO., LTD.	直接100.0%	出資の引受 役員の兼任	出 資 の 引 受	1,998	—	—
関連 会社	光 陽 精 機 ㈱	直接30.0%	部品の仕入	部品の仕入(注1)	2,462	支払手形	771
						買掛金	176

上記金額に消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法

(注) 1. 部品の価格等、販売・購買条件については、協議の上で決定しております。

2. 貸付金利については市場金利を勘案し合理的に決定しております。

3. 子会社での製造・販売権に関するロイヤリティー条件については、協議の上で決定しております。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 668円57銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 62円87銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月11日

株式会社 加 藤 製 作 所
取 締 役 会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 勝 野 成 紀 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 杉 真 剛 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 南 泉 充 秀 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社加藤製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社加藤製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月11日

株式会社 加 藤 製 作 所
取 締 役 会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 勝 野 成 紀 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 杉 真 剛 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 南 泉 充 秀 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社加藤製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、必要に応じて事業の報告を受けるほか、業務及び財産の状況を確認しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5 月12日

株式会社加藤製作所 監査役会

常勤監査役	赤	神	茂	㊟
常勤監査役	斉	木	郁	夫 ㊟
監査役	室	中	道	雄 ㊟
監査役	今	井	博	紀 ㊟

(注) 監査役室中道雄及び監査役今井博紀は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定配当を基本としながら、企業体質の強化を図るため、内部留保に留意しつつ、経営環境や収益状況等を総合的に勘案したうえで、株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

当期の期末配当等につきましては、当期の業績と今後の事業展開を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金9円50銭

総額 556,663,748円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,500,000,000円

減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,500,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、5株を1株に併合したいと存じます。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

46,800,000株

(4) その他

本議案に係る株式併合は第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決することを条件といたします。なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたく存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。また、議決権等、株主様の権利も変動はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 発行可能株式総数および単元株式数変更について

第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、単元株式を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を変更するものであります。

なお、第6条の変更につきましては、会社法第182条第2項の規定により、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日に変更されたものとみなされます。

(2) 監査等委員会設置会社への移行について

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、本議案において「改正会社法」という。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。

取締役会の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図る目的として、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(3) 責任限定契約を締結できる役員等の範囲の変更について

改正会社法により、責任限定契約を締結できる範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第27条（社外取締役との責任限定契約）の一部を変更するものであります。なお、当該変更に関しては、各監査役の同意を得ております。

(4) 剰余金の配当等について

機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、条文の新設および削除を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則 (機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>23,400</u> 万株とする。 (自己の株式の取得) 第 7 条 当社は、<u>会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。 第 9 条～第12条 (条文省略) 第 3 章 株主総会 第13条～第17条 (条文省略) 第 4 章 取締役および取締役会 (員数および選任方法) 第18条 当社の取締役は、8名以内とし、株主総会の決議によって選任する。 (新設) 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (新設) (任 期) 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第 1 章 総則 (機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (削除) (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u> 第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,680</u>万株とする。 (削除) (単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。 第 8 条～第11条 (現行どおり) 第 3 章 株主総会 第12条～第16条 (現行どおり) 第 4 章 取締役および取締役会 (員数および選任方法) 第17条 当社の取締役は、<u>12名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u> 3 (現行どおり) 4 (現行どおり) 5 <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> (任 期) 第18条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設) (報酬等) 第20条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 (取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会長が、取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第23条 (条文省略) (新設) (社外取締役との責任限定契約) 第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第5章 監査役および監査役会 第28条～第35条	2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 (報酬等) 第19条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。 (取締役会の招集権者および議長) 第20条 (現行どおり) 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会長が、取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第22条 (現行どおり) (取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第23条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 (取締役との責任限定契約) 第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (新設) (新設) (新設) 第 6 章 計算 (事業年度) 第36条 (条文省略) (新設) (新設) (剰余金の配当) 第37条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し行う。 (中間配当) 第38条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。 (配当金の除斥期間) 第39条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 (新設)	第 5 章 監査等委員会 (常勤の監査等委員) 第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 (監査等委員会の招集通知) 第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 (監査等委員会規則) 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。 第 6 章 計算 (事業年度) 第31条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第32条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (剰余金の配当の基準日) 第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (削除) (削除) (配当金の除斥期間) 第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 (附則) 第 6 条 (発行可能株式総数) および第 7 条 (単元株式数) の効力は、平成28年10月1日をもって効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

当社は第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	加 藤 公 康 (昭和43年8月25日生)	平成3年4月 当社入社 平成5年7月 当社監査役室長 平成8年8月 当社技術本部長 平成9年5月 当社資材本部長 平成9年6月 当社取締役技術本部長・資材本部長 平成13年6月 当社取締役・常務執行役員経営企画担当 平成16年6月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) 加藤（中国）工程机械有限公司董事長 KATO WORKS (THAILAND) CO., LTD. 取締役	1,000,000株
2	岡 田 美津男 (昭和29年7月13日生)	昭和52年4月 当社入社 平成18年7月 当社設計第一部長 平成22年6月 当社執行役員開発本部長 平成24年6月 当社取締役・執行役員製造本部長兼開発本部長 現在に至る	8,000株
3	小 西 二 郎 (昭和28年2月26日生)	昭和50年4月 当社入社 平成22年3月 当社管理部長 平成24年6月 当社執行役員管理部長 平成25年6月 当社執行役員財務部長 平成26年6月 当社取締役・執行役員財務統括部長 現在に至る	22,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株 式 の 数
4	はく うん ほう ※白 雲 峰 (昭和37年9月14日生)	平成4年8月 当社入社 平成22年3月 当社海外営業部中国室長 平成24年6月 当社執行役員海外営業第一部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 加藤 (中国) 工程机械有限公司総経理	- 株
5	きた がわ かず あき ※北 川 一 秋 (昭和26年9月17日生)	昭和50年4月 当社入社 平成15年8月 当社横浜支店長 平成20年6月 当社執行役員営業部長 平成28年4月 当社執行役員営業本部長代理 現在に至る	8,000株
6	おおいのみ よし あき 狼 嘉 彰 (昭和14年7月26日生)	昭和43年4月 科学技術庁航空宇宙技術研究所宇宙研究グループ研究員 平成3年4月 東京工業大学工学部機械宇宙学科教授 平成11年4月 財団法人宇宙開発事業団技術研究本部特任参事・技術総監 平成12年4月 東京工業大学名誉教授 (現職) 平成12年4月 慶應義塾大学システムデザイン工学科教授 平成20年4月 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科長・教授 平成23年4月 慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究所顧問 (現職) 平成23年4月 独立行政法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA) 宇宙太陽発電システム基盤技術検討委員会委員長 (現職) 平成26年6月 当社取締役 現在に至る	- 株

- (注) 1. ※印の候補者は、新任候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 狼 嘉彰氏は社外取締役候補者であります。社外取締役候補者に選任した理由は、大学教授を歴任し、また長年携わった航空宇宙技術研究で培った豊富な知識と経験を、機械メーカーである当社の企業価値向上に活かしていただくため選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、当社の社外取締役として職務を適切に遂行していただけると判断しております。
4. 当社は選任が承認された場合、狼 嘉彰氏との間で会社法第427条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく責任限度額は法令に定める最低限度額とする予定であります。
5. 狼 嘉彰氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は狼 嘉彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ ^{く どう かず ひろ} 工藤和博 (昭和25年1月4日生)	昭和48年3月 当社入社 平成16年5月 当社総務人事部長 平成16年6月 当社執行役員社長室長兼総務人事部長 平成19年6月 当社取締役・執行役員社長室長兼総務人事部長、コンプライアンス担当 現在に至る	12,000株
2	※ ^{むろ なか みち お} 室中道雄 (昭和24年12月20日生)	昭和55年9月 公認会計士登録 昭和56年8月 室中公認会計士事務所設立 平成23年6月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 室中公認会計士事務所代表	- 株
3	※ ^{いま い ひろ き} 今井博紀 (昭和46年1月15日生)	平成9年4月 第二東京弁護士会登録 平成27年6月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 多田総合法律事務所 弁護士	- 株

- (注) 1. ※印の候補者は、新任の候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は選任が承認された場合、工藤和博、室中道雄、今井博紀の各氏との間で会社法第427条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める最低限度額とする予定であります。
4. 室中道雄氏及び今井博紀氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は室中道雄氏及び今井博紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本総会において両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 室中道雄氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的立場から、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、今井博紀氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な立場から、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成26年6月27日開催の第115回定時株主総会において年額3億円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額5千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

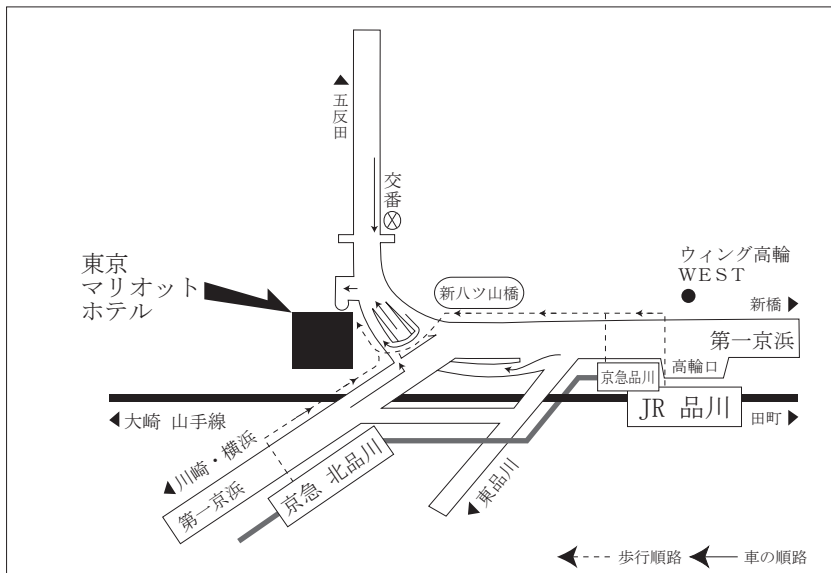
第5号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしたします。

以上

会場ご案内図

会場 東京都品川区北品川4丁目7番36号
東京マリオットホテル
地下1階 カメラア
電話 (03)5488-3911



●交通

(電車)

- JR品川駅高輪口より五反田方向へ徒歩約10分
- 京浜急行北品川駅より五反田方向へ徒歩約5分

(都営バス)

- JR品川駅(高輪口)発 御殿山トラストシティ行約3分(無料)
- JR五反田駅(東口)発 六本木ヒルズ循環約8分 御殿山下車